



公 告

地方自治法第234条第1項及び伊是名村契約規則第5条の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年5月9日

伊是名村長 前田政義



1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 伊是名製糖工場機械設備工事
- (2) 工事施工場所 伊是名村字勢理客地内
- (3) 工期期限 平成26年3月20日
- (4) 工事の概要

ア目 的 新製糖工場はサトウキビを原料とし一日当たり300tの処理能力を有する工場で、歩留まりの向上を図るとともに、製品の品質向上および効率的で衛生的な施設を整備し、製造コストの削減を図ることを目的としている。

イ設 備 受入設備、前処理設備、圧搾設備、ボイラー設備、清浄設備、濃縮設備、結晶・晶出設備、遠心分離・製品排出、糖蜜ハンドリング設備、真空設備、洗缶設備、発電及び受電設備、電気計装設備、排水処理設備、メンテナンス・工作設備、管路設備等。

ウその他 据付・配管・保温・塗装・試運転・梱包輸送、及び設備設計を含む。

2. 入札参加に必要な資格

本工事の入札参加に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 建設業法に定める特定建設業者の許可を受けている者であつて、伊是名村建設工事競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程（昭和58年告示第18号）第3条に基づく平成25・26年度建設業者登録名簿に登録されている者又は機械器具設置工事業として登録されている者。（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしている者又は申立てがなされている者については、手続開始決定後、資格の再認定を受けている者）。
- (3) 建設業及び機械器具設置工事業の経営事項審査で直近の評定値が700点以上ある者で、経営事項審査通知書が有効期間内にある者。
- (4) 機械器具設置工事に係る監理技術者資格及び監理技術者講習終了証を有する者を本工事に専任で配置できる者。
- (5) 製糖設備工事施工実績、機械器具設置工事施工実績及び機械器具設置設計実績があり、機械設備、電気設備に精通し自社でプランニングができ、施工計画が適性である者。

- (6) 入札参加資格確認申請期限日から、本工事の入札日までの間において、沖縄県の指名停止措置を受けていない者。
- (7) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 国内の製糖工場に於ける製糖設備工事の施工実績を有する者。
- (9) 村内で紛争等を起こすことなく、地域への貢献ができる者。

3. 入札場所及び日時

(1) 場 所 伊是名村役場 2 階会議室

(2) 日 時 平成 2 5 年 6 月 1 0 日 午後 2 時

郵便及び電報による入札は認めないので、当該日時に当該場所に集合すること。

4. 入札参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 資格確認資料の提出期間等

ア 期 間 平成 2 5 年 5 月 9 日から平成 2 5 年 5 月 1 6 日まで（土曜、日曜祝日を除く。）

イ 時 間 午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 場 所 伊是名村役場農林水産課

エ 提出部数 2 部

(2) 入札参加資格の確認結果通知

平成 2 5 年 5 月 1 7 日郵便等をもって通知する。

(3) 入札参加資格がないと判定された者は、その理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合、入札前までに伊是名村役場農林水産課長に書面を持参して行わなければならない。

(4) 理由は、説明を求められた日から 5 日以内に書面で回答する。

5. 契約条項を示す場所及び日時

前項で入札参加資格を認められた者への本工事に係る「現場説明書」及び「特記仕様書」の配布は次のとおり行う。

(1) 配布場所 伊是名村役場 2 階会議室

(2) 配布日時 平成 2 5 年 5 月 2 0 日（月曜日）

午後 3 時 0 0 分～

6. 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、伊是名村契約規則第 8 条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

(2) 但し、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

ア 過去 2 カ年の間に、伊是名村、国（公社、公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつこれらをすべて誠実に履行

したと認められる者が入札に参加する場合で、資格確認申請書に当該工事の契約書の写しを添付したとき。

イ アに該当する者以外の者で保険会社との間に伊是名村を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証書を提出した場合。

(3) 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

(4) (2) に該当する者以外は、入札参加資格確認申請前に、伊是名村農林水産課に照会すること。

7. 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、伊是名村契約規則第30条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。但し、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者が确实と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払い金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証書券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

8. 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9. 入札に関する注意事項

(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

(2) 委任を受けた入札者が委任状記載に際して「工事名」及び「工事施工場所」についてこの公告の記載に従い記入すること。

(3) 委任を受けた代理人が入札を行う場合は、委任状の提出がないと入札に参加することはできない。なお、委任状は代理人の印では修正できない。

(4) 当該工事の入札参加資格確認結果通知の写しを提出すること。

(5) 入札を希望しない場合は、入札に参加しない旨の意思表示として「入札辞退届」を郵送により提出すること。

10. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載された入札額に対応した「工事費内訳書」を提出しなければならない。

(2) 「工事費内訳書」の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(3) 工事費内訳書は返却しない。

11. 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者、及び虚偽の申請を行った者が行った入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後に沖縄県の指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

12. 契約締結時期及び契約の効力発生時期

落札者の決定後、遅滞なく契約を締結しなければならない。

本契約は、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第31号）第2条の規定による議会の議決があった旨を伊是名村から契約の相手方に通知したときに効力が生じるものとする。

13. その他

- (1) 「資格確認資料作成説明会」は、実施しない。
- (2) 資格確認資料ヒアリングは、実施しない。但し、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (3) 提出された資格確認資料は、一切返却しない。
尚、提出された資料は、公表し、または、無断で使用することはしない。
- (4) 工事期限は、事情により変更することがある。
- (5) 落札者は、技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (6) 最低制限価格の設定の有無。 有 設定する。
- (7) 問い合わせは基本的に FAX で行うものとする。

14. 問い合わせ先 伊是名村農林水産課 TEL：0980-45-2004
FAX：0980-50-7011